

# 運転経歴証明書制度の充実

免許証を返納したい旨の要望(身体的能力の低下等を自覚)

## 免許の申請による取消し制度

(平成10年4月施行)

22年中 65,605件(内70歳以上 85%)

運転免許証に代わり身分証明書の機能を果たす書類の必要性

## 運転経歴証明書

## 運転経歴証明書(平成14年6月施行)

22年中 25,771件(内70歳以上 86%)

取消し前5年間の運転経歴を表示

免許の取消しから1か月以内に交付

有効期間、更新、記載事項変更、再交付なし

交付手数料は、1,000円

## 課題

申請による免許取消しから1か月以内に交付申請が必要  
→1か月を経過した後に運転経歴証明書が必要になっても  
取得することができない

住所等の記載事項の変更、再交付に関する規定がない  
→転居した場合に新しい住所が反映できず、紛失時に再交付を  
受けることができない

## 新たな運転経歴証明書制度の改正内容

運転経歴証明書の交付を受けられる期間の延長(1か月以内 5年以内)  
記載事項の変更の届出、再交付の申請及び返納に関する規定の整備  
改正前に運転経歴証明書の交付を受けた者に関する経過規定の整備

改正前に運転経歴証明書の交付を受けた者については、当該運転経歴証明書と引き換えに  
新しい運転経歴証明書の再交付を受けられることとする。